

消防基金規程第五号

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 荒木泰臣

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程

福祉事業の実施に関する規程（昭和四十七年消防基金規程第四号）の一部を次のように改正する。

別記基金様式第一号中「㊦」を削る。

別記基金様式第二号中「印」を削る。

別記基金様式第二号の二中「印」を削る。

別記基金様式第三号中「印」を削る。

別記基金様式第四号中「印」を削る。

別記基金様式第五号中「印」を削る。

別記基金様式第六号中「㊦」を削る。

別記基金様式第六号一号紙中「㊦」を削る。

別記基金様式第六号二号紙中「印」を削る。

別記基金様式第六号三号紙中「印」を削る。

別記基金様式第六号四号紙中「印」を削る。

別記基金様式第七号中「印」を削る。

別記基金様式第八号中「印」及び「印」を削る。

別記基金様式第九号中「印」を削る。

別記基金様式第十号中「印」を削る。

別記基金様式第十一号中「印」を削る。

別記基金様式第十二号中「印」を削る。

別記基金様式第十三号中「印」を削る。

別記基金様式第十四号中「印」を削る。

別記基金様式第十五号中「印」を削る。

別記基金様式第十六号中「印」を削る。

別記基金様式第十七号中「印」を削る。

別記基金様式第十八号中「印」を削る。

別記基金様式第十九号中「印」を削る。

別記基金様式第二十号中「印」を削る。

別記基金様式第二十一号中「印」を削る。

別記基金様式第二十二号中「印」を削る。

別記基金様式第二十三号中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。